公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会に関する映像使用の 事務手続きガイドライン

■まず初めにご覧ください

- 1. 国民スポーツ大会に関する映像・動画(以下、「国スポ映像」という。)とは、次のものを言います。
 - (1) JSPO TV 国スポチャンネルに掲載されている競技および式典映像
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という) が撮影した競技および式典映像
 - (3) JSPO 以外が撮影した競技および式典映像
 - (4) (1) および (2) の映像を静止画として使用する場合
- 2. 原則として、使用する際には JSPO への申請手続きが必要です。
- 3. 具体的な申請方法は次のとおりです。

| 使用 | 費用 | 申請方法 |
|-------|----|----------------|
| 報道目的 | 無償 | 【A】へ (本ページ下部へ) |
| 報道目的外 | 有償 | 【B】へ (次ページへ) |

4. 映像使用料に関する案内は、2ページ目をご確認ください。

■申請方法について

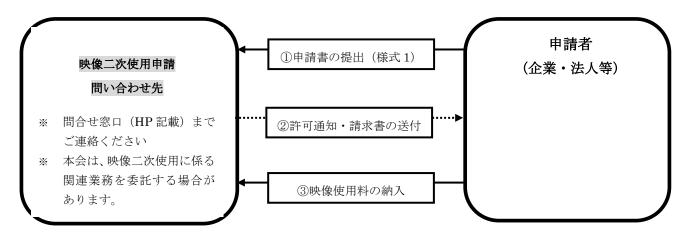
【A】報道目的使用

下記①から③の範囲において国スポ映像を使用する場合は、申請の手続きを省略することができる。

- ① 報道機関が報道目的で、当該年度開催国民スポーツ大会(冬季大会含む)の大会実施期間中および各大会期間競技終了後 24 時間以内に 1 番組 3 分以内の国スポ映像を使用する場合。
- ② 国民スポーツ大会主催者(日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県実行委員会) および決定・内定・開催申請書提出順序が了解された都道府県実行委員会(準備委員会を含む)が使用する場合。
- ③ その他本会が国民スポーツ大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。

【B】報道目的外使用(有償)

【A】の使用の範囲を越えて、国スポ映像を使用する場合の申請手続きは以下の通りです。



①申請書の提出

※本会ホームページより様式1をダウンロードの上、問い合わせ窓口までご提出ください。

②許可通知・請求書の送付

申請書を審査後に国スポ映像の使用条件を記載した許可通知を送付いたします。

- ※申請をいただいてから10営業日程を要しますのでご留意ください。
- ※許可条件記載事項(下記項目)の通り使用してください。
 - ・使用する国スポ映像全てに、本会が提供するロゴマークを明示すること
 - ・使用する国スポ映像全てに、「@JSPO (日本スポーツ協会)」を明示すること
 - ・申請した番組以外の使用不可(アーカイブ配信等のインターネット上での配信は禁止)
- ※請求書は、JSPO もしくは業務委託している企業から送付する場合があります。

③映像使用料の納入

指定の期日までに、指定銀行口座へ納付してください。

■映像使用料の算出基準について

<国スポ映像の使用料>

| 使用する映像の種類 | 料金(※1) |
|------------------|-------------|
| JSPO TV 国スポチャンネル | 88,000円(税込) |
| JSPO 以外が撮影した映像 | 44,000円(税込) |
| 再放送(※2) | 22,000円(税込) |
| 映像を静止画として使用 | 22,000円(税込) |

- ※1.1番組(オンエア)3分以内の国スポ映像を使用する場合の料金である。
- ※2. 【B】の手順にて承認を得た内容を再放送する場合の料金である。
- ※3. 上記料金を一つの単位として扱い、単位毎に料金が発生する。